

南関東防衛局達第12号

南関東防衛局における優秀工事等顕彰の実施に関する達を次のように定める。

平成21年7月2日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局における優秀工事等顕彰の実施に関する達

改正 平成23年 7月15日南関東防衛局達第 9号

平成30年11月30日南関東防衛局達第 5号

(目的)

第1条 南関東防衛局調達部が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は業務（工事に付随する測量等の調査、設計、監理及びその他の事業をいう。以下同じ。）に関し、工事目的物の出来形及び品質（業務にあつては、業務の実施状況及び成果物をいう。）の優れているものであつて、他の模範とするにふさわしいもの又は調達業務の円滑な遂行に協力若しくは援助があり、その功績が認められるものを優秀工事等（第6条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）として顕彰することにより、入札参加者の受注意欲を高め、かつ、工事目的物又は成果物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的とする。

(優秀工事等選定委員会)

第2条 優秀工事等を選定するため、南関東防衛局に優秀工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、調達部長をもって充てる。
- 4 委員は、調達部次長（調達部次長の整理する事務について（通達）（南防第10号。19.9.1）第2項第1号に掲げる者に限る。）、調達計画課長、事業監理課長、建築課長、土木課長、設備課長及び総括建設監督官をもって充てる。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席で開催され、必要があると認められ

るときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 委員会における事務局は、調達部調達計画課に置く。

(推薦の方法)

第3条 委員は、前年度に完成した工事及び完了した業務に関し、工事監督官、工事検査官等の意見を踏まえ、優秀工事等の選定候補を、原則として毎年4月30日までに委員会に推薦するものとする。

(選定の方法)

第4条 前条で推薦された優秀工事等の候補について、第11条から第14条に規定する選定基準に基づき、委員会の審査を行い、委員長が選定し、南関東防衛局長に報告するものとする。

(顕彰の方法)

第5条 前条により選定した優秀工事等に対し、調達部長が顕彰状を授与するものとする。

2 顕彰状の授与は、原則として毎年7月1日とする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 調達部長は、顕彰状に添えて、副賞を授与することができる。

(顕彰の対象)

第6条 顕彰の対象である優秀工事等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 優秀工事

(2) 優秀工事技術者

(3) 優秀業務

(4) 優秀業務技術者

(優秀工事)

第7条 優秀工事とは、工事目的物の出来形及び品質が優れており、他の模範とするにふさわしいもの又は調達業務の円滑な遂行に協力若しくは援助があり、その功績が認められるものをいう。

(優秀工事技術者)

第8条 優秀工事技術者とは、工事に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範とするにふさわしい等の現場代理人、主任技術者又は監理技術者をいう。

(優秀業務)

第9条 優秀業務とは、業務の実施状況及び成果物が優れており、他の模範とするにふさわしいもの等をいう。

(優秀業務技術者)

第10条 優秀業務技術者とは、業務に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範とするにふさわしい等の管理技術者又は担当技術者をいう。

(優秀工事選定基準)

第11条 優秀工事は、次の各号を満たすものであって、次項に規定する工事の中から選定することができる。

- (1) 当該工事の工事成績評定点が原則として80点以上であること。
- (2) 当該工事の期間中において、選定の対象となる業者が、法による営業停止命令（以下「営業停止命令」という。）又は南関東防衛局から指名停止、文書注意若しくは口頭注意（以下「指名停止等」という。）の措置を受けていないこと。ただし、当該工事に係るものに限る。

2 選定の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 困難な条件下にもかかわらず、工程管理及び安全管理に優れ、工期内に工事目的物を完成させたもの。
- (2) 工事の実施に当たって、発注者や要求機関のニーズを的確に反映したものの。
- (3) 新技術を取り入れ、工事目的物の品質向上に寄与するなど先進的な姿勢が伺えるもの。
- (4) 調達業務の円滑な遂行に協力又は援助があり、その功績が認められるもの。
- (5) 地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれていること又は地域に精通していることにより円滑かつ良質な施工を行ったと認められるもの。

(優秀工事技術者選定基準)

第12条 優秀工事技術者は、次の各号を満たす者の中から選定することができる。

- (1) 前条に規定する優秀工事として顕彰された工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者であること。
- (2) 成績評点項目の配置技術者の評価がaであること。
- (3) 当該工事の期間中に、選定の対象となる者が関係した工事において、指名停止等の措置を受けていないこと。

(優秀業務選定基準)

第13条 優秀業務は、次の各号を満たすものであって、次項に規定する業務

の中から選定することができる。

- (1) 当該業務の業務成績評定点が原則として80点以上であること。
- (2) 当該業務の期間中において、選定の対象となる業者が、営業停止命令又は指名停止等の措置を受けていないこと。ただし、当該業務に係るものに限る。

2 選定の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 困難な条件下にもかかわらず、実施状況及び成果物の内容に優れ、履行期間内に成果物を完了させたもの。
- (2) 業務の遂行にあたって、発注者や要求機関のニーズを的確に反映し、優れた成果をあげたもの。
- (3) 新技術を取り入れ、成果物の品質向上に寄与するなど、先進的な姿勢が伺えるもの。
- (4) 調達業務の円滑な遂行に協力又は援助があり、その功績が認められるもの。
- (5) 地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれていること又は地域に精通していることにより円滑かつ良質な履行を行ったと認められるもの。

(優秀業務技術者選定基準)

第14条 優秀業務技術者は、次の各号を満たす者の中から選定することができる。

- (1) 原則として、前条に規定する優秀業務として顕彰された業務を統括又は管理した管理技術者であること。ただし、専任の程度等を勘案し、担当技術者とするのが妥当と判断される場合は、当該業務の担当技術者とすることができる。
- (2) 当該業務の期間中に、選定の対象となる者が関係した業務において、指名停止等の措置を受けていないこと。

(その他)

第15条 この達により顕彰された場合には、総合評価方式等において、適正に評価を与えるものとする。

2 この達によるほか、特に優れている工事及び業務については、南関東防衛局の表彰等に関する達（平成19年南関東防衛局達18号）により評価するものとする。

(委任規定)

第16条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、調達部長が定める。

附 則

この達は、平成21年7月2日から施行する。

附 則（平成23年南関東防衛局達第9号）

この達は、平成23年7月15日から施行する。

附 則（平成30年南関東防衛局達第5号）

この達は、平成30年12月1日から施行する。